

●健全化判断比率・資金不足比率の指標の説明

・実質赤字比率

福祉, 教育, まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を、市税や地方交付税等の財源の規模(標準財政規模)と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

毎年4月に始まり3月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができれば、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。

・連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字額を、市税や地方交付税等の財源の規模(標準財政規模)と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

地方公共団体の会計は、一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している病院、水道、下水道といった公営企業会計など複数の会計に分かれています。一般会計等が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況が良いとは言えません。

料金収入を財源として独立採算で行っている事業(水道や下水道などの公営企業)の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計等にも大きな影響を与えることとなります。

・実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

地方公共団体の長期借入金を「地方債」といいますが、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等の他の会計の公債費に対して、一般会計等から繰り出す経費もあります。また、近隣市町との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出のうえ、財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標です。

・将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

地方公共団体の一般会計等が将来支払っていく負債には、長期の借入金である地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束した地方債に準ずるもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、近隣市町との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分や退職手当の引当金などがあります。また、土地開発公社等の負債も、公社等の経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともありえます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。なお、この将来の負担額にあたっては、これらの負担に充当できる基金(貯金)の額などは控除することとしています。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

・資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業として経営に問題があることになります。

なお、公営企業の資金不足を計算する場合は、将来的に解消することが予想される資金不足額、例えば、施設整備をする際に借入れた地方債の償還年数より、施設の耐用年数は長いため、当初は資金不足でも、償還が終了した後には解消されることが予定される不足額については、差し引いて計算することとされています。